ＴＰＰに関するＱ＆Ａ：全体版

2016年11月

内閣官房

TPP政府対策本部

目　　次

Ｑ１　ＴＰＰ協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？　・・・　１

Ｑ２　ＴＰＰ協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではないですか？　・・・　３

Ｑ３　政府の情報開示は不十分なのではないですか？　・・・　５

Ｑ４　政府が行った経済効果分析では、我が国のＧＤＰを２．６％、約１４兆円押し上げるとしていますが、前提がお手盛りで恣意的な試算ではありませんか？　・・・　７

Ｑ５　農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？　・・・　９

Ｑ６　ＴＰＰ協定は発効後に見直すことが決まっていて、日本に不利な改正がされることもあるのではないですか？　・・・１０

Ｑ７　投資・サービス分野で留保した措置は自由化の水準を低くしてはならないという、いわゆる「ラチェット条項」によって、私たちの生活を守るために必要な規制を新たに導入したり、規制を強化したりすることはできなくなるのでは？　・・・１１

Ｑ８　既存の自由貿易協定には、そもそも関税交渉の対象から「除外」し、関税の撤廃や削減をしない品目が存在しているが、ＴＰＰ協定にはそのような品目はない。ＴＰＰ協定では関税を撤廃することが原則とされている中、今回関税撤廃の例外とされた品目も、将来的に関税撤廃を迫られることになるのでは？　・・・１２

Ｑ９　関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の７年後に見直すことが義務付けられていて、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？　・・・１３

Ｑ１０　ＴＰＰ協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？　・・・１４

目　　次

Ｑ１１　衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？　・・・１５

Ｑ１２　ＴＰＰ協定では、物品の到着後４８時間以内に引取りを許可することが義務付けられている。輸入検査が拙速に行われることによって、検疫がおろそかになり、食の安全が脅かされるのでは？　・・・１６

Ｑ１３　ＴＰＰ協定のＴＢＴ章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？　・・・１７

Ｑ１４　新薬のデータ保護期間の延長など、ＴＰＰ協定の知財章の様々な規定によって医薬品の価格が高騰し、保険が破たんし、患者の負担の引き上げにつながるのではないですか？　・・・１８

Ｑ１５　ＴＰＰ協定によって国民皆保険制度に影響はありませんか？　・・・１９

Ｑ１６　ＴＰＰ協定や日米が二国間で交換した書簡によって、かんぽ生命のあり方に影響が出るのではないですか？　・・・１９

Ｑ１７　著作権の保護期間が延長されることにより、著作権使用料の国際収支の赤字が拡大したり、非親告罪化されることによって、パロディなどの二次創作が委縮したり、日本にとってデメリットばかりがもたらされるのでは？　・・・２０

Ｑ１８　著作権侵害について、法定損害賠償制度が新たに採用され、実損害のみを賠償金としていた日本のこれまでの制度が大きく変わり、実際の被害額を超える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになるのですか？　・・・２１

目　　次

Ｑ１９　ＩＳＤＳ（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのですか？　・・・２２

Ｑ２０　ＩＳＤＳ（投資家と国との間の紛争解決）手続において仲裁判断を下す仲裁人は、多国籍企業寄りの弁護士などが務めることになり、国にとって不利な判断を下す危険性が高いのではないですか？　・・・２３

Ｑ２１　ＴＰＰ協定の金融サービス章では、信用秩序の維持のための措置を採用する締約国の権利に制限が課されているのではないですか？　・・・２４

Ｑ２２　地方自治体が、地元の物品を調達するよう求めたり、大企業に地元の中小企業との協力を求めたりする条例を策定しようとしても、ＴＰＰ協定によってそれが許されず、地方自治体による地域経済の浮揚策を柔軟に取ることができなくなるのでは？　・・・２５

Ｑ２３　学校給食では、地元の食材を優先的に使用しているが、こうしたことが今後できなくなるのではないですか？　・・・２６

Ｑ２４　地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？　・・・２７

Ｑ２５　電子商取引章によって、外国企業が日本で集めた個人情報を自由に海外に送れるようになるのですか？　・・・２８

Ｑ２６　ＴＰＰ協定によって、漁業補助金が交付できなくなってしまうのですか？　・・・２９

Ｑ２７　ＴＰＰ協定で国有企業に関する規律が設けられたことにより、独立行政法人が行う公共的な事業に制約が生まれるのではないですか？　・・・２９

Ｑ１　ＴＰＰ協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？

○　ＴＰＰは、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境など、幅広い分野における新しいルールのもと、アジア太平洋に、世界のＧＤＰの約４割（3,300兆円）、人口８億人という自由で公正な巨大市場を作り出していくものです。今後人口減少が見込まれる我が国にとって、この市場を活用することで新たな成長が期待されるものです。昨年末の政府の試算及び世界銀行の試算（本年１月）によれば、我が国のＧＤＰを約2.6～2.7%押し上げる経済効果が期待されます。

○　中国、韓国を含めた各国は、多くの国とＦＴＡ（自由貿易協定）を結んでいます。貿易総額に占めるＦＴＡ締結国との貿易額の割合、いわゆるＦＴＡカバー率について、現在、日本は主要国と比べて低い状態で、このままではＦＴＡカバー率が高い国へ産業拠点が移転する空洞化が懸念されます。しかし、ＴＰＰ協定によってこの割合が大きく向上し、貿易・投資の拠点としての日本の魅力を高めることにつながります。

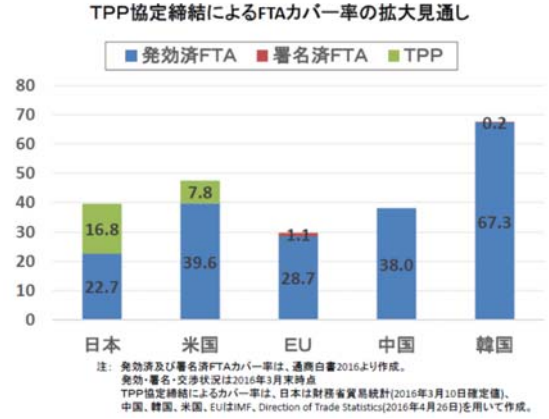

○　交渉の結果、日本以外の参加11か国における工業製品の99.9%の関税が撤廃されることになりました。さらに、進出先での技術移転要求の禁止といった投資ルールの強化、通関手続の迅速化、知的財産の一層の保護等といったルールが決められることになりました。その結果、工業製品の輸出だけではなく、サービス、金融、インフラなどを含めた幅広い分野について、我が国企業等の海外展開が後押しされ、コンビニなどサービス業の出店規制の緩和も進むこととなります。農業者にとっても、品質が高く、海外で人気の高い農産物の販路を拡大する新たなチャンスをもたらします。

○　また、消費者は、域内の様々な商品を安く、手軽に、安心して入手することができます。

○　政府としては、このようなメリットを最大限に活かせるよう、昨年11月に決定した「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づいて、ＴＰＰ協定を活用しようとする中堅・中小企業、農業者も含めた関係者を全力で支援してまいります。

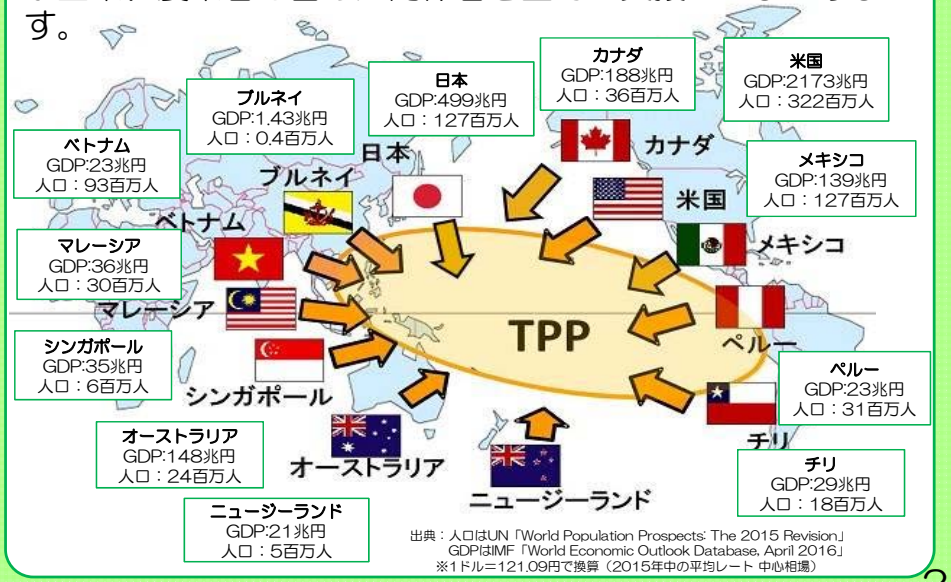

Ｑ２　ＴＰＰ協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではないですか？

○　ＴＰＰ協定には、これまで海外展開を躊躇してきた中堅・中小企業にとってこそ、大きなメリットとなる様々な内容が盛り込まれています。

○　投資や知的財産を守るためのルールの明確化、電子商取引の促進、通関手続の迅速化や簡素化などは、中堅・中小企業の海外展開に係るリスクを大幅に軽減するものです。

○　また、これまでの「原産地規則」のルールでは、海外の工場に部品などを供給する企業は、その国で生産をすることを余儀なくされるケースがありましたが、交渉の結果、ＴＰＰ締約国12カ国であれば、どこで製造や組み立てをしても、「メイドインＴＰＰ」として、関税引き下げのメリットを受けることが可能となります。したがって、部品などを供給する中堅・中小企業は、我が国に「居ながらにして」海外展開をすることが可能となります。

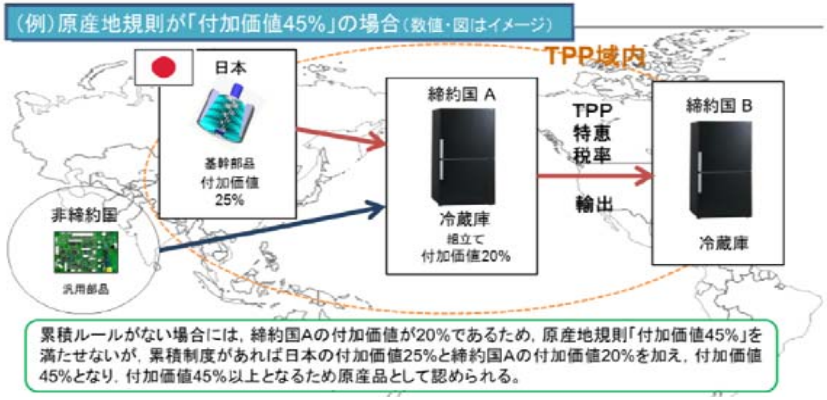

○　その他、ＴＰＰ協定には、金融機関の海外展開を後押しする内容が含まれていますが、日本の金融機関の海外展開が進めば、中堅・中小企業にとっても、海外でのビジネスが行いやすくなります。

○　さらに、ＴＰＰの効果は輸出企業だけにとどまらず、それを支える中堅・中小企業や小規模事業者にも及びます。（例えば、取引先のメーカーの輸出が拡大することで、下請け企業の製品の受注拡大が期待されます。）

○　政府としても、今年の２月にジェトロや中小機構等の支援機関を結集して、新輸出大国コンソーシアムを設立し、３月14日から支援を開始したところです。４千社程度を目標として、中堅・中小企業に対して、海外事業計画の策定や現地での商談のサポート等の支援をワンストップで行うことにしています。中堅・中小企業が新しいチャンスをつかんで外需を獲得できるよう、政策を総動員してまいります。（10月28日時点で約２，０００社に対する支援を開始）

Ｑ３　政府の情報開示は不十分なのではないですか？

○　大筋合意後、ＴＰＰ協定に関して交渉参加国で様々な議論が始まっていますが、いずれも、合意内容の是非に関する議論です。我が国も、昨年10月の大筋合意後、国会や約300回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供して丁寧に説明をしてきています。この過程において、政府は合計で約４，０００ページ以上に及ぶ資料を公表しております。

○　通常国会が始まった本年１月以降、国会議員の方々からの資料要求等に応じて提出した資料は約１，７００ページにものぼり、これらは全て内閣官房のホームページにも掲載しています。
＜参考ＵＲＬ＞
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html#sankousiryou

○　交渉経過に関する情報開示については、交渉中は、交渉会合の現場などで頻繁に記者会見や説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきました。その結果も内閣官房のホームページに掲載しています。その内容は約５００ページに及びます。

○　他方、外交交渉という性格上、交渉過程での各国との具体的なやりとり等については、仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、こうした交渉過程の開示には自ずと制約があることには、ご理解をいただきたいと考えています。

○ 今後とも、国会審議等の場において、ＴＰＰ協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明してまいります。

ＴＰＰ交渉に関する情報はこちらで公表しています。

TPPに関する基本情報、ＴＰＰ協定等について
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html
（内閣官房ホームページ）

Ｑ４　政府が行った経済効果分析では、我が国のＧＤＰを２．６％、約１４兆円押し上げるとしていますが、前提がお手盛りで恣意的な試算ではありませんか？

○　政府が行った経済効果分析は、ＴＰＰ協定の交渉結果を踏まえた関税撤廃・削減、物流等の貿易コスト引下げという２つの前提だけでなく、経済に占める貿易の割合が増えれば生産性が向上する、といった経済成長のメカニズムも分析の前提として組み込んでいます。

○　これは、ＧＤＰ等の試算だけでなく、ＴＰＰ協定による成長メカニズムを明らかにすることにより、我が国経済を新しい成長経路に乗せるために官民がどのように行動することが必要なのかを示すことも目的であるためです。

○　この分析は、ＧＴＡＰという世界中で一般的に使われている国際貿易分析モデルを用いています。世界銀行による試算（我が国のＧＤＰ＋２．７％）や海外の著名な研究所（ピーターソン研究所）による試算（我が国の実質所得＋２．５％）も同様のモデルを用いており、政府の試算とほぼ同様の結果となっています。

○　この分析結果を公表するに当たっては、事前に、この分野に精通した国際経済学者３名による学術的な確認を経ています。前提がお手盛りで恣意的との批判は当たらないと考えています。

（参考）農林水産物への影響について（P.４）
（農林水産省ホームページ）
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/tpp_leaflet.pdf

ＧＤＰ増加のメカニズムと導入されているダイナミックなメカニズム

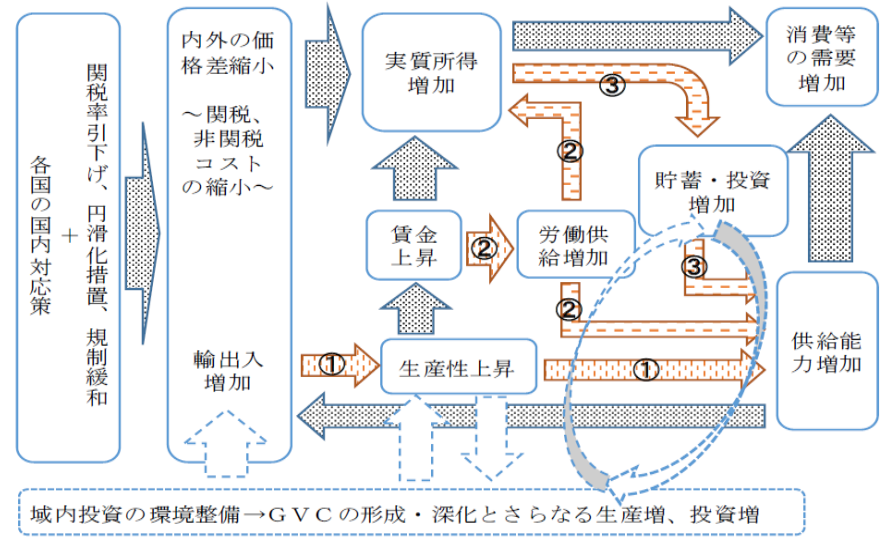

Ｑ５　農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？

○　ＴＰＰ協定については、各国からの関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかり精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、各交渉参加国がほぼ100%の品目について関税撤廃する中、日本だけは95%に留まり、また、農林水産物については約２割を関税撤廃の例外としました。

○　特に、重要５品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかり精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

○　また、昨年11月に取りまとめた「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づき、意欲ある農林漁業者の不安を払拭し、希望を持って経営に取り組めるようにすることで、重要品目が確実に再生産可能となるよう、引き続き、交渉で獲得した措置と合わせて万全の措置を講じていきます。

○　国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけると考えています。

各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

（注１）日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。
（注２）大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年２月29日に数字を更新（関税に関する合意内容が変わるものではない）。

衆・参　農林水産委員会による決議（抜粋）
一　米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

Ｑ６　ＴＰＰ協定は発効後に見直すことが決まっていて、日本に不利な改正がされることもあるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定の改正は、全ての締約国が合意しない限り行われることはありません。

○　ＴＰＰ委員会及び協定に基づいて設置される全ての小委員会等の決定は、原則としてコンセンサス方式で行われます。したがって、日本が反対すれば日本に不利な形で協定が改正されるような合意がされることはなく、国益に反するような改正が行われることはありません。

○　なお、経済連携協定では、協定発効後一定期間が経過した後に、協定の内容を見直す規定が置かれることは珍しくありません。

ＴＰＰ協定　第２７章　運用及び制度に関する規定
第２７・２条　委員会の任務
１　委員会は、次のことを行う。
（ｂ）この協定の効力発生の日から三年以内に、及びその後は少なくとも五年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと。

第２７・３条　意思決定
１　委員会及びこの協定に基づいて設置される全ての補助機関は、この協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合（注）を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式によって行う。
（略）
注　代替的な意思決定に関する締約国の決定は、それ自体コンセンサス方式によって行う。

※「委員会」：環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）委員会

Ｑ７　投資・サービス分野で留保した措置は自由化の水準を低くしてはならないという、いわゆる「ラチェット条項」によって、私たちの生活を守るために必要な規制を新たに導入したり、規制を強化したりすることはできなくなるのでは？

○　ＴＰＰ協定のサービス・投資分野において「留保」とは、内国民待遇等の自由化に関する規律が適用されないことです。このうち、いわゆる「現在留保」した措置については、協定発効後、変更を行う場合には常に留保した現行措置の内容より後退させない、すなわち自由化の程度をより悪化させないことを約束しており、これを「ラチェット条項」と呼んでいます。

○　ＴＰＰ交渉においては、現在留保が過剰に行われていないか、内容が広範すぎないか等について、各国間で議論されたわけですが、協定発効後にその留保の対象となる措置が、自由化の程度を後退させる形で見直されてしまっては、長い議論を尽くして留保の対象となる措置を確定させた意味がなくなってしまいます。したがって、「ラチェット条項」が置かれています。日本がこれまでに締結しているものも含め、多くの経済連携協定で採用されている方式です。

○　もちろん、ＴＰＰ協定上の義務に合致する形での規制の見直しは、「ラチェット条項」に関わらず自由に行うことが可能です。

○　さらに、政策上、ＴＰＰ協定の義務に合致しない形で新たに規制を導入したり、規制を見直したりする必要があり得る分野については、ラチェット条項が適用されない、いわゆる「将来留保」をしており、必要な規制を機動的に行うことが可能です。日本は、例えば社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について、この「将来留保」を行っています。したがって、日本が政策上必要な規制を行う裁量は確保されています。

Ｑ８　既存の自由貿易協定には、そもそも関税交渉の対象から「除外」し、関税の撤廃や削減をしない品目が存在しているが、ＴＰＰ協定にはそのような品目はない。ＴＰＰ協定では関税を撤廃することが原則とされている中、今回関税撤廃の例外とされた品目も、将来的に関税撤廃を迫られることになるのでは？

○　交渉の結果、日本は、他の交渉参加国よりも多くの品目で関税撤廃の例外を獲得しています。第２章４条は「この協定に別段の定めがある場合を除くほか」漸進的に関税を撤廃すると規定しており、 関税撤廃の例外の具体的な内容は、この「別段の定め」としてＴＰＰ協定の附属書において明記されております。

○　ＴＰＰ協定の附属書は、ＴＰＰ協定の不可分の一部を成しておりますので、これを改正するためには、全ての締約国によって合意される必要があります。したがって、日本が反対すれば日本に不利な形で協定が改正されるような合意がされることはありませんので、国益に反するような形で関税撤廃が追加的に行われるようなことは考えられません。

ＴＰＰ協定　第２７章　運用及び制度に関する規定
第２７・３条　意思決定
１　委員会及びこの協定に基づいて設置される全ての補助機関は、この協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合（注）を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式によって行う。
（略）
注　代替的な意思決定に関する締約国の決定は、それ自体コンセンサス方式によって行う。
※「委員会」：環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）委員会

Ｑ９　関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の７年後に見直すことが義務付けられていて、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？

○　我が国は、ＴＰＰ協定が、関係国について効力を生ずる日の7年後（又は、他の国際協定に基づいて第三国等に特恵的な市場アクセスを供与する場合）に、相手国からの要請に基づき、関税率表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関して協議を行う旨を、豪州、カナダ、チリ、ＮＺ及び米国との間で相互に規定しています。

○　この規定は、あくまで「協議を行う」とされているだけですので、協議の結果までは何ら決まっていません。再協議を行ったとしても、日本の国益を害するものについては合意することはありません。万が一協議の結果、関税を撤廃する方向で見直しをすることになり、協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となります。

○　なお、ＴＰＰ協定に限らず、経済連携協定では、発効後の再協議の規定が設けられることは珍しくありません。ＴＰＰ協定第２章４条３においても、関税撤廃品目について、関税撤廃までの期間を短縮することについて協議できる規定があります（なお、この規定は、関税撤廃の例外品目には適用されません）。

Ｑ１０　ＴＰＰ協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？

○　ＴＰＰ協定第２章C節２７条に、遺伝子組換え農産品を含む「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定があることから、ご質問のような懸念をお持ちなのだと思います。

○　たとえば、「現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会」を設置することが規定されていますが、ここで遺伝子組換え農産品についての規制緩和が求められたりする心配はあたりません。

○　この作業部会は、未承認の 遺伝子組換え農産品の微量混入が流通に混乱を生じさせる原因となっていることなどを背景として、あくまで締約国間の情報交換と協力を行うために設けられるものです。また、２７条のいずれの規定も、締約国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるものであることが明確に記されています。したがって、例えば、遺伝子組換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに遺伝子組換え食品の輸入を認めたりすることが、ＴＰＰ協定によって求められているわけではまったくありません。

ＴＰＰ協定
第２・27条　現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易
３ この条のいかなる規定も、締約国に対し、自国の領域において現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用し、又は修正することを求めるものではない。

Ｑ１１　衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？

○　ＴＰＰ協定の７章で、ＳＰＳ（衛生植物検疫措置）について規定されていますが、その内容は、既存のＷＴＯ・ＳＰＳ協定に基づく権利及び義務を確認するもので、ＴＰＰ協定発効後も、これまでＷＴＯ・ＳＰＳ協定において認められていたのと同様に、我が国として必要な衛生植物検疫措置を採ることができます。

○　具体的には、衛生植物検疫措置は、その措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合するか、又は客観的で科学的な証拠に基づくことを確保することを求めるもので、ＴＰＰ協定では、ＷＴＯ・ＳＰＳ協定と同様の規定が置かれています。

○　また、最終的な 判断基準となる「国際基準、指針若しくは勧告に適合していること又は客観的で科学的な根拠に基づいていること」については、ＴＰＰ協定の紛争解決手続が利用できないこととなっており、ＷＴＯの紛争解決手続における判断と齟齬が生じない仕組みになっています。

ＴＰＰ協定
第７・４条　一般規定
１ 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。
２ この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。
第７・９条　科学及び危険性の分析
２ 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に基づく危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検疫措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する（注）。
注　いずれの締約国も、この２の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

Ｑ１２　ＴＰＰ協定では、物品の到着後４８時間以内に引取りを許可することが義務付けられている。輸入検査が拙速に行われることによって、検疫がおろそかになり、食の安全が脅かされるのでは？

○　締約国は、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に物品の引取りを許可することが義務付けられていますが、この趣旨は、税関手続について、自国の関税法令の遵守を確保するために一定の期間が必要であることを前提に、税関がそのような期間を超えて不当に貨物を留め置くことなく、貨物の輸入を迅速に許可するよう求めるというものです。

○　「48時間以内」の引取りの許可についてはあくまで「可能な限り」行うこととされております。また、ＴＰＰ協定では、「自国が課する引取りのための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。」と規定されています。したがって、検疫手続等、必要な法令遵守の確認の結果、到着後48時間を超えて輸入許可が行われたとしても、ＴＰＰ協定に違反するものではなく、検疫の省略が求められるものでもありませんから、可能な限り48時間以内の引取りの許可を定める規定によって食の安全が脅かされるということは考えられません。

ＴＰＰ協定　第５章　税関当局及び貿易円滑化
第５・１０条　物品の引取り
２ 各締約国は、１の規定に従い、次のことを含む手続を採用し、又は維持する。
(a)　自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後四十八時間以内）に物品の引取りを許可することについて定めること。

Ｑ１３　ＴＰＰ協定のＴＢＴ章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定は、我が国の食品表示等の制度を何ら変更するものではありません。

○　政策決定に当たって他国の利害関係者を含め関係者から広く意見を聴取することは現在でもパブリックコメント募集という形で一般的に行われていることであり、ＴＢＴ章の透明性ルールにより、必要な規制等の導入ができなくなるということはありません。なお、既存のパブリックコメント募集手続を踏めば義務を果たしたことになる旨はＴＰＰ協定の中で明記されています。

ＴＰＰ協定
第８・７条　透明性
１ 各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加すること（注）を認める。
注　締約国は、例えば、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与え、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行する。

Ｑ１４　新薬のデータ保護期間の延長など、ＴＰＰ協定の知財章の様々な規定によって医薬品の価格が高騰し、保険が破たんし、患者の負担の引き上げにつながるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定によるデータ保護期間の延長や医薬品の特許期間延長制度の変更はなく、それに伴う薬価への影響もないことから、医療保険制度、患者負担への影響はありません。
　むしろ、多くの海外に展開する製薬企業を抱える我が国としては、ＴＰＰ協定を結ぶ他の国々において、我が国で開発された新薬の知的財産が適切に扱われるなどのメリットがあると考えられます。

○　具体的には、新薬のデータ保護期間について、ＴＰＰ協定では、生物製剤のデータ保護期間を８年、又はそれと同等の保護を与える措置をとるよう求められています。我が国では既に、データ保護期間（再審査期間）が８年とされているため、我が国の制度に何ら変更は生じません。

○　また、ＴＰＰ協定では、医薬品の販売承認手続により不合理な特許期間の短縮が生じた場合の特許期間延長制度の導入が求められていますが、我が国においては、医薬品の販売承認を受けるために、特許発明を実施することができなかった期間について、５年を上限として特許期間を延長する制度が既に整備されております。つまり、ＴＰＰ協定により我が国の制度を変更することが求められるものではありません。

○　ＴＰＰ協定において導入が求められる、いわゆる「特許リンケージ」（後発医薬品（ジェネリック医薬品）を承認する際に、先発医薬品の有効な特許期間を考慮する仕組み）について、我が国においては、この仕組みが既に導入されています。つまり、ＴＰＰ協定により我が国の制度を変更することが求められるものではありません。

Ｑ１５　ＴＰＰ協定によって国民皆保険制度に影響はありませんか？

○　ＴＰＰ協定には、民間医療保険の拡大や混合診療の解禁といった我が国の公的医療保険制度の在り方そのものについて変更を求める内容は含まれていません。

○　なお、公的医療保険については、金融サービス章（第11章）の規律は適用されないこととなっています。また、我が国は、医療保険を含む社会事業サービス関係の制度について、投資（第９章）や国境を越えるサービス貿易（第10章）といった分野で、将来にわたって留保をしており、内国民待遇等の規律が適用されないこととなっています。

Ｑ１６　ＴＰＰ協定や日米が二国間で交換した書簡によって、かんぽ生命のあり方に影響が出るのではないですか？

○　ＴＰＰ協定では、日本のかんぽ生命のように郵便事業の関係会社が保険サービスを提供する場合（郵便保険事業体が保険サービスを提供する場合）に、その会社を民間の保険会社などよりも有利に扱うことを禁止するとともに、民間の保険会社などと同様の規制等を適用するよう定めています（附属書11－Ｂ第Ｃ節２及び３）。

○　かんぽ生命に適用される日本の国内法制は、こうしたＴＰＰ協定の内容に反するものではないため、ＴＰＰ協定の締結によって影響があるとは考えていません。
また、日米が二国間で交換した書簡においては、かんぽ生命による保険の販売に関する現状及びこれまでの日本の取組や今後の取組につき日米両政府で確認したことが記載されていますが、日本の国内法制にその内容に反するものは存在しないため、日米が二国間で交換した書簡によって影響があるとは考えていません。

Ｑ１７　著作権の保護期間が延長されることにより、著作権使用料の国際収支の赤字が拡大したり、非親告罪化されることによって、パロディなどの二次創作が委縮したり、日本にとってデメリットばかりがもたらされるのでは？

○　ＯＥＣＤ加盟国（３４か国）中、著作権の保護期間が著作者の死後５０年とされているのは日本、カナダ、ニュージーランドのみで、多くの国では死後７０年が原則となっています。国際的な制度の調和を図ることはメリットがあり、実際、これまで多くの権利者団体から要望が寄せられてきています。

○　著作権の国際収支の赤字の多くはコンピュータ・ソフトウェアに起因するものです。ソフトウェアが何十年にもわたって使用される状況は考えにくいことから、著作権の保護期間を５０年から７０年に変更することが、国際収支の大幅な赤字拡大に直結するとは考えられません。むしろ、近年日本のコンテンツが海外で人気を博しているという流れを考えれば、それらの権利が海外において長期にわたり保護されるメリットは大きいものと考えられます。

○　ＴＰＰ協定においては、著作権者の許諾なく複製等された場合であっても、著作権者が市場で利用する能力に影響を与えない場合には非親告罪化（※）の対象としなくてもよいなど、非親告罪とする範囲を限定することが認められています。これを受けて、本年の通常国会において提出した著作権法の改正案では、作品をほぼそのまま複製する、いわゆる「デッドコピー」に該当するものに限定して非親告罪化するなど、二次創作等が不当に委縮しないような制度設計としています。

※　非親告罪：被害者の告訴なく検察官が公訴を提起することができる罪

次ページに続く

○　具体的には、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることの見込まれる権利者の利益が、不当に害されること、の全ての要件に該当する場合に限り、非親告罪化することとしています。

Ｑ１８　著作権侵害について、法定損害賠償制度が新たに採用され、実損害のみを賠償金としていた日本のこれまでの制度が大きく変わり、実際の被害額を超える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになるのですか？

○　ＴＰＰ協定では「法定損害賠償制度」又は「追加的損害賠償制度」のいずれかを採用することが求められているところ、我が国においては、実損害を賠償するという民法の基本原則を踏まえた形で「法定損害賠償制度」を採用することとしています。

○　具体的には、本年の通常国会において提出した著作権法の改正案においては、侵害された著作権等が著作権等管理事業者によって管理されている場合は、事業者が定める使用料規定により算出した額を損害額として賠償を請求できることとしています。

○　したがって、実際の被害額を越える莫大なペナルティ的賠償金を課せられるようになることはありません。

Ｑ１９　ＩＳＤＳ（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのですか？

○　ＩＳＤＳについては、投資に関して、外国企業を自国企業と差別しない（内外無差別）、正当な補償なしに収用しないなど、ＴＰＰ協定の投資章に規定されている義務等に国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、仲裁廷に損害賠償又は原状回復のみを求める訴えを提起するものです。したがって、投資家は制度の変更を求めるような訴えができるわけではありません。

○　また、環境や健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことは妨げられません。この点は、ＴＰＰ協定投資章の様々な規定で確認されています。また、濫訴防止につながる規定として、①仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定、②全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定、③申立て期間を一定の期間（３年６か月）に制限する規定なども盛り込まれています。

○　投資先国の政府が義務に違反したことで損害を被った場合にそれを賠償させるというＩＳＤＳ手続は、むしろ日本企業が海外で安心してビジネスを行う上で重要なルールですので、これまで日本が締結したほとんどの投資協定や経済連携協定（ＥＰＡ）の投資章でも盛り込まれているものです。これまで、日本政府が、既存協定に基づくＩＳＤＳ手続によって訴えられたという事例は全くありません。

Ｑ２０　ＩＳＤＳ（投資家と国との間の紛争解決）手続において仲裁判断を下す仲裁人は、多国籍企業寄りの弁護士などが務めることになり、国にとって不利な判断を下す危険性が高いのではないですか？

○　仲裁廷は、紛争当事者（申立人である投資家と被申立人である国）がそれぞれ任命する各１人の仲裁人と、紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第３の仲裁人からなる３人の仲裁人により構成されることになっていますので、企業寄りの弁護士だけが選定されて、国に一方的に不利な判断が下されるとの懸念は全く当たりません。また、このような仲裁人の選定方法は、複数の既存の国際投資仲裁に関する規則において採用されているもので、特殊な方法ではありません。

○　さらに、仲裁審理・判断の公開が義務付けられており、また、協定の発効までに仲裁人の行動規範の適用に関する指針等が作成され、仲裁人はこれに従うことが義務付けられる等、仲裁の公平性・中立性確保のための手当てがなされています。

ＴＰＰ協定　第９章　投資　第Ｂ節　投資家と国との間の紛争解決
第９・２２条　仲裁人の選定
１ 仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

Ｑ２１　ＴＰＰ協定の金融サービス章では、信用秩序の維持のための措置を採用する締約国の権利に制限が課されているのではないですか？

○　ＴＰＰ協定において締約国は、金融システムの健全性や安定性を確保するための措置といった信用秩序の維持のための措置を取ることにつき原則として制限を受けません（第11章11条１第１文）。

○　もちろん、信用秩序の維持のための措置を口実として協定上の義務を回避するような権利濫用の措置を取ることは認められていませんが（第11章11条１第２文）、これは当然の規律として、日本が締結している全ての経済連携協定においても同様に定められています。したがって、例えば金融危機を防ぐための締約国の合理的な措置がＴＰＰ協定により妨げられるようなことはありません。

ＴＰＰ協定　第１１章　金融サービス　第１１・１１条　例外
１ この章及びこの協定（第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第六章（貿易上の救済）、第七章（衛生植物検疫措置）及び第八章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注１、注２）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、第一文に定める例外が適用されるこの協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。
注１、 締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は国を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び営業上の健全性の維持を含むことを了解する。
注２ 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）に規定する手続に従い、第九章（投資）第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき不服を申し立てられた措置が締約国によって信用秩序の維持のために採用され、又は維持されたものであると決定される場合には、仲裁廷は、当該措置がこの協定に基づく当該締約国の義務に反するものでないことを認定するものとし、当該措置について損害賠償を命ずる裁定を下してはならない。

Ｑ２２　地方自治体が、地元の物品を調達するよう求めたり、大企業に地元の中小企業との協力を求めたりする条例を策定しようとしても、ＴＰＰ協定によってそれが許されず、地方自治体による地域経済の浮揚策を柔軟に取ることができなくなるのでは？

○　ＴＰＰ協定投資章の特定措置の履行要求の禁止条項の現地調達に関する規定は、政府調達には適用されず、地方政府による現行の措置にも適用されないこととなっています。

○　我が国が締結してきた投資協定や経済連携協定においても現地調達要求を禁止する規定が設けられており、この点について我が国がＴＰＰ協定によって新たな義務を負うものではありません。地方自治体による中小企業振興基本条例や公契約条例といった地域経済を活性化させるための条例がその規定に反するとの主張がなされたことはありません。

ＴＰＰ協定
第９章　投資　第Ａ節　第９・１０条　特定措置の履行要求
１ いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない（注）。
　注　（略）
(b)一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(c)自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。
３(f) １(b)、(c)及び(f)から(i)まで並びに２(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

Ｑ２３　学校給食では、地元の食材を優先的に使用しているが、こうしたことが今後できなくなるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定の発効により、地方公共団体を含め、日本の政府調達に関する制度を変更することが求められることはありません。

○　ＴＰＰ協定の政府調達の規律の対象は、地方公共団体でも都道府県と政令指定都市に限られますが、これらの地方公共団体に関しても、食料提供サービスの調達に関しては、規律の対象外としています。

○　仮に、都道府県及び政令地方都市が食料提供サービスを調達する形ではなく、自ら食材自体を購入する場合であっても、一度に調達する食材の金額が一定額（２０万ＳＤＲ：現行の円換算で約３，３００万円）以上となるもののみが、ＴＰＰ協定の規律の対象となりますが、この基準額については、我が国が締結済みのＷＴＯ政府調達協定の下での基準額と変わるものではありません。

ＴＰＰ協定　第１５章　政府調達　附属書１５－Ａ　日本国の表
第Ｅ節　サービス
この節に関する注釈
５　次のサービスに関し、第15章（政府調達）の規定は、第Ｂ節（地方政府の機関）及び第Ｃ節（その他の機関）に掲げる機関による調達については、適用しない。
　食料提供サービス（ＣＰＣ６４２）

Ｑ２４　地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定政府調達章の我が国の約束内容は、既に我が国がＷＴＯ政府調達協定において約束しているものとほぼ同じであり、現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等新たな市場を外国企業に開放したりするものではありません。そのため、ＴＰＰ協定により外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなるわけではありません。

○　また、ＴＰＰ協定では、州などの地方政府の調達を開放していない国（アメリカ、メキシコ、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド）に対しては、日本の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の調達の開放についても約束をしていません。

TPP協定政府調達章における我が国地方公共団体の対象機関・基準額
- 地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市
- 地方公共団体の適用基準額：WTO政府調達協定と同額

【参考】WTO政府調達協定における適用基準額
（平成２８年度及び２９年度）
- 物品等　３，３００万円
- 建設工事　２４億７，０００万円
- 建築技術サービス　２億４，０００万円
- その他のサービス　３，３００万円

Ｑ２５　電子商取引章によって、外国企業が日本で集めた個人情報を自由に海外に送れるようになるのですか？

○　国境を越える情報の自由な移転は電子商取引事業を展開するための基盤であり、これが不当に阻害するような規制が導入されれば、電子商取引事業を遂行することができなくなります。したがって、ＴＰＰ協定電子商取引章では、情報の電子的手段による国境を越える移転の自由について規定しています。他方、各締約国が電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用又は維持する義務を課すなど、個人情報保護に対する十分な対応もなされており、情報の自由な流通と保護のバランスの取れた、先進的かつ包括的なルールが構築されています。

○　また、情報の電子的手段による移転の自由については、締約国が正当な公共政策の目的を達成するために情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることが明記されています。

○　したがって、ＴＰＰ協定電子商取引章の規定によって、今以上に個人情報を海外に自由に送ることができるようになるということはありません。

ＴＰＰ協定　第１４章　電子商取引
第１４・８条　個人情報の保護
２ 各締約国は、この目的のため、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである（注）。
注　（略）

Ｑ２６　ＴＰＰ協定によって、漁業補助金が交付できなくなってしまうのですか？

○　ＴＰＰ協定では、濫獲された状態にある漁業資源に悪影響を及ぼす補助金や違法な漁業に交付される補助金などに限って禁止されています。

Ｑ２７　ＴＰＰ協定で国有企業に関する規律が設けられたことにより、独立行政法人が行う公共的な事業に制約が生まれるのではないですか？

○　ＴＰＰ協定の国有企業に関する規律の対象は、主として商業活動を行っている企業に限定されています。国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から必要な事業を行っており、利益を得ることを目的とした商業活動を主として行ってはいない日本の独立行政法人は、ＴＰＰ協定の国有企業に関する規律の対象外となります。

○　なお、国有企業が国内で提供するサービスは、国有企業に対する優遇措置の規律等の対象になっていませんので、ＴＰＰ協定の国有企業に関する規律によって独立行政法人が公共上の見地から国内で行う事業が影響を受けることはありません。

問い合わせ先

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部
〒100-8914　東京都千代田区永田町1-6-1
電話（03）5253-2111